

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	マイナンバーによる課税資料のマッチング実施に伴う税情報トータルシステムの改修について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第16条第2項（法令の定めに基づきに電子計算機処理をしたとき）

（担当部課：総務部税務課）

事業の概要

事業名	特別区民税・都民税の賦課徴収
担当課	税務課
目的	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1に定める「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務」に基づき、マイナンバーによる課税資料のマッチングを実施し、適正課税、事務の効率化を実現する。
対象者	特別徴収を実施する事業者が提出する給与支払報告書の対象者
事業内容	<p>税務課では、毎年1月頃、特別徴収を実施する事業者から前年中の収入情報等が記載された給与支払報告書が提出され、特別区民税・都民税の賦課徴収に係る事務処理を行っている。特別徴収を実施する事業者から提出された給与支払報告書に係る情報は、新宿区の住民基本台帳情報と突合し、給与支払報告書の内容が誰のものか特定している。その後、給与収入等に基づき特別区民税・都民税の金額を計算し、事業者に税額通知書を送付している。</p> <p>現在、給与支払報告書に係る情報と新宿区の住民基本台帳情報の突合は、「氏名、生年月日、指定番号(※1)」によるマッチングにより行い、税情報トータルシステムに収入情報等を登録している。</p> <p>平成27年10月29日付総務省令で、平成29年度分以後の給与支払報告書については、地方税法施行規則第17号様式(資料38-1)を適用することと定められた。地方税法施行規則第17号様式(資料38-1)には、特別徴収を実施する事業者と市区町村との間で、正確なマイナンバーを共有することによる公平・公正な課税や事務の効率化を目的に、マイナンバーを記載する欄が設けられた。</p> <p>そこで、税務課では、現行の「氏名、生年月日、指定番号(※1)」によるマッチングの前に「マイナンバー、生年月日」によるマッチングを行うことで、本人特定の精度を向上させることとする。具体的には、給与支払報告書の記入漏れや誤記などにより、新宿区の住民基本台帳と突合できない給与支払報告書の数が50%以上削減される見込みであり、適正かつ効率的な事務の改善が期待される。そのため、次の改修を行う。(本件データの流れについて、資料38-2のとおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 税情報トータルシステムが保有する住民番号(※2)とマイナンバーデータベースが保有する住民番号(※2)を紐づけし、課税対象者ファイルにマイナンバーを追加する。 2 1の課税対象者ファイルと給与支払報告書を「マイナンバー、生年月日」によりマッチングする。 <p>対象数：約185,000件</p> <p>※1 新宿区が事業者に付番した6桁の識別番号</p> <p>※2 住民票に住民ごとに記載される番号</p>

件名 マイナンバーによる課税資料のマッチング実施に伴う税情報トータルシステムの改修について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 特別徴収を実施する事業者が提出する給与支払報告書の対象者 2 記録項目 氏名、住所、生年月日、指定番号(前頁※1)、収入情報、所得情報、税額控除情報、扶養情報、給与支払者氏名、給与支払者住所、法人番号、<u>マイナンバー(※3)</u> ※3 事業者から給与支払報告書が提出されてから、その給与支払報告書の内容が新宿区の住民基本台帳によって誰のものか特定するまで税務課職員が取り扱うが、上記記録項目を税務課職員が税情報トータルシステムに取り込む際には、マイナンバーは自動的に削除される。 3 記録するコンピュータ 税情報トータルシステム(ホストコンピュータ)
新規開発・追加・変更の理由	平成27年10月29日付総務省令で、平成29年度分以後の給与支払報告書については、地方税法施行規則第17号様式(資料38-1)を適用することと定められた。地方税法施行規則第17号様式(資料38-1)には、特別徴収を実施する事業者と市区町村との間で、正確なマイナンバーを共有することによる公平・公正な課税や事務の効率化を目的に、マイナンバーを記載する欄が設けられた。そこで、税務課では、現行の「氏名、生年月日、指定番号(前頁※1)」によるマッチングの前に「マイナンバー、生年月日」によるマッチングを行うことで、本人特定の精度を向上させ、適正かつ効率的に事務を行うため、税情報トータルシステムを改修する。
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 税情報トータルシステムが保有する住民番号(前頁※2)とマイナンバーデータベースが保有する住民番号(前頁※2)を紐づけし、課税対象者ファイルにマイナンバーを追加する機能を追加する。 2 1の課税対象者ファイルと給与支払報告書を「マイナンバー、生年月日」によりマッチングする機能及び当該マッチングの可否が判別できる機能を追加する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****
新規開発・追加・変更の時期	平成30年11月から12月まで システム改修 平成31年2月 運用開始